竹原市告示第９９号

地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号。以下「施行令」という。）第１６７条の５第１項及び第１６７条の１１第２項の規定により、令和９年度及び令和１０年度において、竹原市が発注する建設工事等（建設業法（昭和２４年法律第１００号。以下「法」という。）第２条第１項に規定する建設工事及び公共土木施設の維持管理、修繕、保守又は点検業務をいう。）の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）及びその資格審査に係る申請手続等について、次のとおり定めた。

令和８年１０月１４日

竹原市長　平　井　明　道

１　入札参加資格

別表第１左欄の区分について、次に掲げる事項を総合的に審査する。

⑴　客観的審査事項

平成２０年国土交通省告示第８５号（建設業法第２７条の２３第３項の経営事項審査の項目及び基準を定める件）に規定する項目

⑵　主観的審査事項

ア　市の不良工事指摘状況（申請年度前２年間）

イ　市の資格除外措置状況（申請年度前２年間）

ウ　障害者雇用の状況

エ　竹原市災害時応急対応業者の登録状況

２　入札参加資格の審査に係る申請手続

⑴　申請を行うことができない者

次のいずれかに該当する者は、入札参加資格の審査に係る申請を行うことができな

い。

ア　施行令第１６７条の４第１項の規定に該当する者

イ　別表第１右欄に掲げる建設工事の種類について、法第３条第１項の規定による許可を受けていない者

ウ　入札参加資格の審査に係る申請を行おうとする建設工事の種類について、必要な経営事項審査（１⑴で規定するものをいう。以下同じ。）を受けていない者

エ　経営事項審査を受けている者で、工事種類別年間平均完成工事高がない者

オ　入札参加資格の審査に係る申請を行うときに、竹原市税並びに消費税及び地方消費税の滞納がある者

カ　経営事項審査の申請又は入札参加資格の審査に係る申請において、重要な事項について虚偽の申告をし、又は重要な事実の申告をしなかった者。ただし、過去に虚偽の申請を行い、既にそれを理由とした法に基づく処分又は竹原市の入札参加資格の取消しをされた者で、入札参加資格審査の申請日において当該処分等の日から２４か月を経過している者を除く。

キ　プレストレストコンクリート工事、法面処理工事又は鋼橋上部工事の入札参加資格の審査に係る申請にあっては、それぞれ土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事又は鋼構造物工事の入札参加資格の審査に係る申請を行っていない者

ク　次の(ア)から(ウ)までに掲げる届出の義務を履行していない者

（ア）　健康保険法（大正１１年法律第７０号）第４８条の規定による届出の義務

（イ）　厚生年金保険法（昭和２９年法律第１１５号）第２７条の規定による届出の義務

（ウ）　雇用保険法（昭和４９年法律第１１６号）第７条の規定による届出の義務

⑵　申請手続

入札参加資格の審査を受けようとする者は、電子申請（広島県の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織（以下「電子申請システム」という。）を使用して申請を行うことをいう。以下同じ。）を行うものとする。

ア　申請方法

電子申請システムで定める様式によって作成した電磁的記録を広島県の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録させることにより申請を行うものとする。

広島県に提出すべき添付書類（令和８年広島県告示第９６９号を参照。）については広島県土木建築局建設産業課（広島市中区基町１０番５２号）（以下「広島県建設産業課」という。）へ、別表第２に掲げる添付書類については竹原市総務部財政課（竹原市中央五丁目６番２８号）（以下「竹原市財政課」という。）へ持参又は郵送により提出するものとする。

イ　申請期間

（ア）　令和８年１１月２日（月）から令和８年１１月２０日（金）までに電磁的記録を広島県の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録させ、かつ、令和８年１１月２７日（金）までに別に提出すべき添付書類を持参、郵送等により広島県建設産業課及び竹原市財政課へ到達させなければならない（期日までに記録又は到達しない場合は、申請全体を無効とする。）。

（イ）　追加申請期間については、別に告示する。

３　入札参加資格の取消し

入札参加資格の認定後、経営事項審査の申請又は入札参加資格の審査に係る申請において、重要な事項について虚偽の申告をし、又は重要な事実の申告を行わなかったことが判明した場合等は、入札参加資格の取消しを行う。

入札参加資格の取消しを受けた者は、令和９年度及び令和１０年度において、再び入札参加資格審査の申請をすることができない。また、令和１１年度以降についても、その取消しの日から２４か月を経過する日までは、入札参加資格審査の申請をすること及び入札参加資格の認定を受けることができない。

４　入札参加資格の有効期間

この告示で定めるところにより認定する入札参加資格は、その認定の日から令和１１年５月３１日まで有効とする。ただし、令和１１年６月１日以降においても、令和１１

年度の入札参加資格の認定が行われていないときは、令和１１年度の入札参加資格が認定される日まで有効とする。

５　その他の事項

この告示で定めない事項については、必要に応じて市長が定める。

別表第１

入札参加資格の区分	許可を受けていることが必要な建設工事の種類
土木一式工事	土木一式工事
プレストレストコンクリート工事	土木一式工事
建築一式工事	建築一式工事
大工工事	大工工事
左官工事	左官工事
とび・土工・コンクリート工事	とび・土工・コンクリート工事
法面処理工事	とび・土工・コンクリート工事
石工事	石工事
屋根工事	屋根工事
電気工事	電気工事
管工事	管工事
タイル・れんが・ブロック工事	タイル・れんが・ブロック工事
鋼構造物工事	鋼構造物工事
鋼橋上部工事	鋼構造物工事
鉄筋工事	鉄筋工事
舗装工事	舗装工事
しゅんせつ工事	しゅんせつ工事
板金工事	板金工事
ガラス工事	ガラス工事
塗装工事	塗装工事
防水工事	防水工事
内装仕上工事	内装仕上工事
機械器具設置工事	機械器具設置工事
熱絶縁工事	熱絶縁工事
電気通信工事	電気通信工事
造園工事	造園工事
さく井工事	さく井工事
建具工事	建具工事
水道施設工事	水道施設工事
消防施設工事	消防施設工事
清掃施設工事	清掃施設工事
解体工事	解体工事

別表第２

添　付　書　類	申請者の区分	
	市内業者	市外業者
１　送信完了兼受付票（電子申請の最後の送信完了画面を印刷したもの）	○	○
２　建設業許可申請書の写し	○	○
３　国税通則法施行規則（昭和３７年大蔵省令第２８号）別紙第９号書式による納税証明書（消費税及び地方消費税に係るもの）又はその写し	○	○
４　障害者雇用状況報告書の写し（障害者雇用義務のある者）又は障害者の雇用状況を確認できる書類（障害者手帳等）の写し（障害者雇用義務のない者）	△	△
５　納税に関する同意書（個人は代表者の同意書、法人は法人の同意書）	○	△
６　印鑑証明書（写し可）	○	○
７　使用印鑑届（実印と使用印が異なる場合のみ）	△	△

注１　○印は提出が必要なものを示し、△印は該当する場合に提出が必要なものを示す。

注２　様式が定められているものは、所定の様式で提出すること。

注３　「２」の添付書類については、許可の更新手続中の者のみが提出するものとし、直近に申請した許可官庁の受付印のある建設業法施行規則別記様式第１号の建設業許可申請書（別紙１及び別紙２（２）を含む。）の写しとする。

注４　「３」及び「６」の添付書類については、資格審査申請書を提出する日の３か月前の日以降に発行されたものを提出すること。

注５　「４」の障害者雇用状況報告書とは、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（昭和３５年政令第２９２号）第９条に規定する障害者雇用率を達成した者が、障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和５１年労働省令第３８号）第８条の規定により公共職業安定所の長へ報告した障害者雇用状況報告書（事業主控）をいい、障害者雇用義務のある者とは、県内業者のうち、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和３５年法律第１２３号）第４３条第１項の規定により、同法第２条第１号に規定する障害者（以下「障害者」という。）を雇用する義務のある者をいう。

また、障害者の雇用状況を確認できる書類とは、障害者を１名以上直接的かつ恒常的に雇用していることを確認できる書類をいい、障害者雇用義務のない者とは、県内業者のうち、障害者の雇用の促進等に関する法律の規定に基づく障害者の雇用義務がない者で、障害者を１名以上直接的かつ恒常的に雇用している者をいう。

注６　「２」から「４」までの添付書類については、広島県を含めて入札参加資格審査の申請をした場合は、竹原市への提出は不要とする。

注７　「広島県申請手続の概要」等を参照し、添付書類の確認を行うこと。